

2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）における茨城県屋内出展
展示企画・設計・設営準備等委託業務 契約書

2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）における茨城県屋内展示準備業務の委託に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- | | |
|------------|---|
| （1）委託業務名 | 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）における茨城県屋内出展
展示企画・設計・設営準備等委託業務 |
| （2）委託業務の内容 | 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）における茨城県屋内出展
展示企画・設計・設営準備等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり |
| （3）委託期間 | 令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第 3 条 委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税金〇〇〇〇〇〇円を含む。）以内とする。

（委託料の支払）

第 4 条 乙は、第 8 条 第 4 項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 6 条に基づき、乙から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の 90 パーセントを超えない金額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払を必要とする理由及び月別所要見込額を記載した概算払請求書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 条）第 138 条第 2 項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とする場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、再委託先の履行について甲に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載した実績報告書(別紙様式2)を成果品とあわせて、甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第86号)を添付するものとする。

(適合の検査及び委託料の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

4 甲は、第1項(前項において準用する場合を含む)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(過払金等の返還)

第10条 乙は、概算払を受けた委託料が、第8条第4項に規定する委託料の確定額を超えるとき、又は委託料により発生した収入があるときは、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書で甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第13条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰する理由により生じたものは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(委託業務の実施調査等)

第 17 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

(改善の指示等)

第 18 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約違反による解除)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約の一部若しくは全部を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(成果品及び著作権)

第 20 条 引渡しを完了した成果品は、全て甲の所有とし、甲は、その事業において自由に当該成果品を使用することができるものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、成果品の引渡しをもって甲が承継するものとする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲 2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会
会長 岩下 泰善

乙

特記事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作製した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付もしくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

令和 年 月 日

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会
会長 岩下 泰善 殿

所在地
名称
代表者氏名

業務委託概算払請求書

このことについて、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）における茨城県屋内出展
展示企画・設計・設営準備等委託業務契約書第4条に基づき、委託料の概算払を請求します。

記

1 概算払請求額

円

2 概査払を必要とする理由

3 月別所要見込額

見積書 項目	見積 金額	うち概算払 要求額計 A+B	今回 要求額A	前回※ 申請分B

○月 使用計画	○月 使用計画

※概算払を複数回行う場合記載する。

<振込先> 銀行名 : 銀行
支店名 : 支店
預金の種類 :
口座番号 :
名義人 (ふりがな) :

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会
会長 岩下 泰善 殿

所在地
名称
代表者氏名

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）における茨城県屋内出展展示企画・設計・設営準備等委託業務を下記のとおり完了したので、成果品を添えて報告します。

記

※委託業務の成果を記載すること。